3.2.　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.及び6.5.3.2.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.の規定を満たすものであること。

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
（略）	（略）
1.⑵に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 ⑴　（略） ⑵　警告灯（協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５の3.5.及び3.7.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.5.2.（作動モード４に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 ⑶　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５の基準が適用されるものにあっては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル１Ａに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあっては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、１つもレディネスコードが記録されていないものであること。 ⑷・⑸　（略）

別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1.～4.　（略）

5.　情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1.　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車

協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.⑷及び6.5.3.2.⑷、⑹、⑻又は⑺の規定を満たすものであること。なお、3.3.及び3.4.に掲げる自動車においては、ＳＡＥ　Ｊ1979―３の規定を使用してよいものとする。

5.1.2.・5.1.3.　（略）

3.2.　協定規則第154号第２改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.及び6.5.3.2.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.の規定を満たすものであること。

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
（略）	（略）
1.⑵に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 ⑴　（略） ⑵　警告灯（協定規則第154号第２改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５の3.5.及び3.7.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.5.2.（作動モード４に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 ⑶　協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５の基準が適用されるものにあっては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル１Ａに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあっては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、１つもレディネスコードが記録されていないものであること。 ⑷・⑸　（略）

別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1.～4.　（略）

5.　情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1.　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車

協定規則第154号第２改訂版補足改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.⑷及び6.5.3.2.⑷、⑹、⑻又は⑺の規定を満たすものであること。なお、3.3.及び3.4.に掲げる自動車においては、ＳＡＥ　Ｊ1979―３の規定を使用してよいものとする。

5.1.2.・5.1.3.　（略）